

## はじめに

当センターは、福岡県が行う動物愛護管理行政を補完する目的で、昭和 57 年に財団法人として設立され、平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行しました。

これまで、県から受託した動物の回収、保管及び処分業務を実施するとともに、動物愛護や適正飼養の普及啓発事業を通じ、人と動物が共生できる社会の実現に努めて参りました。

犬や猫等の動物は、人々の心の支えとなったり、潤いや喜びをもたらしたりする伴侶動物（コンパニオンアニマル）として重要な存在ですが、その一方で、様々な事情で手放されたり、飼い主不明動物として行政機関に引き取られたりして致死処分されています。

本県においては、犬猫の致死処分頭数のうち、猫の占める割合が 8 割を越えているため、この対策が喫緊の課題であり、平成 26 年度に始まった地域猫活動支援事業の成果が期待されるところです。

当センターにおける犬猫の譲渡事業については、譲渡数全体の伸びは小さいものの、猫の譲渡数が年々増加していることと併せて、保健所での猫の引き取り数が大きく減少しているため、猫の譲渡率が少しずつ上がってきています。譲渡事業は当センター事業の大きな柱であり、保健所等の行政機関はもとより、センター登録の譲受団体やボランティアの皆さんのご協力により成り立っているものです。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ところで、本年 4 月に発生した熊本地震によって被災した動物のために多くの団体、個人の方々が支援活動をされており、また、大分県九重町に熊本地震ペット救援センターが開設され、被災者とその方々のペットに対する支援も行われています。

平成 25 年 10 月に締結された九州・山口 9 県の愛護動物の救護に関する協定によって、本県においても様々な支援が行われていますが、九州が一つとなったこのような大きな支援の輪は、今後の当センターの役割にも大きく影響するものと考えられます。

これまでの関係者皆様のご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、職員一同も真摯に取り組んで参りますので、引き続きよろしくお願い致します。

ここに、当センターの平成 27 年度の事業概要を作成いたしました。

本冊子が皆様の業務のお役に立つことができれば幸いに存じます。

最後になりましたが、このたびの熊本地震で被災された多くの方々にお見舞い申し上げますとともに、早期の復興を心からお祈りいたします。

平成 28 年 7 月

公益財団法人福岡県動物愛護センター

所長 掛川 裕之